



資料編

1 和東町総合計画審議会設置条例

平成元年3月24日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、和東町住民の福祉を増進し、活力ある豊かな町を目指して、自然的、歴史的及び社会的諸条件とその特性を活かした総合的な町づくり計画をすすめるための附属機関として、和東町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町に和東町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、和東町総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議をおこない、町長に答申する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長、それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、和東町総合計画策定終了の日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 会長が、必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席要請することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、和束町総合計画を担当する課（室）でおこなう。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 和東町第5次総合計画審議会委員

| 区分 | 氏名 | 役職 | 備考 |
|--------------|--------|-------------------------|----------|
| 知識経験を有する者 | 藤井 孝夫 | 京都先端科学大学 教授 | 会長 |
| 関係機関及び団体の代表者 | 濟藤 正広 | 和東町農業委員会 会長 | 副会長 |
| | 荒木 寿美子 | 和東町民生児童委員協議会 会長 | |
| | 村田 年宏 | 相楽東部広域連合教育委員会 教育委員 | |
| | 中川 隆夫 | 相楽東部広域連合社会教育委員会議 議長 | |
| | 井上 勝司 | 和東町商工会 会長 | |
| | 姫野 忠之 | (福)和東町社会福祉協議会 会長 | |
| | 岡田 周一 | 和東町消防団 団長 | |
| | 大西 隆史 | 京都やましろ農業協同組合和東町支店 次長 | |
| | 大西 研介 | 和東町森林組合 局長 | |
| | 西田 誠志 | 和東町老人クラブ連合会 会長 | |
| | 奥 利文 | 和東町集落営農推進連絡協議会 会長 | |
| | 岡田 勇 | 和東町身体障害者協議会 会長 | |
| | 吉田 寿 | 和東町体育協会 会長 | |
| | 村城 信隆 | 和東町青少年育成委員会 会長 | |
| 公募により選出された者 | 岡田 文利 | 農業 | |
| | 湊 美香 | 和東町活性化センター | |
| 町長が必要と認める者 | 布川 智恵子 | 地域おこし協力隊 | 令和3年3月まで |
| | 盛上 雄登 | 地域おこし協力隊 | 令和3年6月から |
| | ▪ 村 公一 | 地域おこし協力隊 | |
| | 澤 翔太郎 | 地域おこし協力隊 | |

3 和東町まち・ひと・しごと創生推進会議委員

| 区 分 | 団 体 名 | 委員役職 | 委 員 名 | 備 考 |
|--------------------|----------------------|-------|-----------|-----|
| 知識経験者 | 京都先端科学大学 | 教 授 | 藤 井 孝 夫 | 座 長 |
| 産業界関係者 | 京都やましろ農業協同組合和東町支店 | 次 長 | 大 西 隆 史 | |
| 行政機関関係者 | 京都府政策企画部企画参事付 | 参 事 | 小 松 靖 彦 | |
| 金融機関関係者 | (株)京都銀行 木津支店 | 支 店 長 | 中 井 秀 治 | |
| | 京都中央信用金庫加茂町支店 | 支 店 長 | 河 上 健 太 郎 | |
| 労働団体関係者 | 京都田辺公共職業安定所木津出張所 | 所 長 | 長 尾 達 也 | |
| | 和東町雇用促進協議会 | 次 長 | 木 村 宣 | |
| 地方創生に関し 識見を有する者 | 相楽東部広域連合教育委員会 | 教育委員 | 村 田 年 宏 | |
| | 和東町商工会 | 会 長 | 井 上 勝 司 | |
| | 社会福祉法人和東町社会福祉協議会 | 会 長 | 姫 野 忠 之 | |
| | 和東町農業委員会 | 委 員 長 | 濟 藤 正 広 | |
| | 一般財団法人和東町活性化センター | | 松 村 邦 子 | |
| 町長が適当と認 める者 | 恋茶グループ | 代 表 | 竹 内 きみ代 | |
| | 一般社団法人 えん・TRANCE わづか | 代 表 | 上 嶋 伯 協 | |
| | その他町長が適当と認める者 | | 湊 美 香 | |

4 和東町第5次総合計画諮問書・答申書

2 総務第230号

令和2年11月12日

和東町総合計画審議会

会長 藤井 孝夫 様

和東町長 堀 忠 雄

和東町第5次総合計画の策定について（諮問）

和東町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき、和東町第5次総合計画の策定について、貴審議会に諮問します。

令和3年8月30日

和東町長 堀 忠 雄 様

和東町総合計画審議会
会 長 藤 井 孝 夫

和東町第5次総合計画案について（答申）

令和2年11月12日付け2総務第230号をもって諮問のあった和東町第5次総合計画の策定について、和東町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき慎重な審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画を推進するうえで、下記の点に十分に配慮されることを要望します。

記

- 1 新たなまちづくりの目標として掲げた“和の郷 知の郷 茶源郷 和東”の将来像の実現に向けて、住民が積極的にまちづくりに参加できる体制づくりを進めるとともに、町外からも様々な学び・遊びの場として人々が訪れる新たな“郷づくり”に努められたい。
- 2 お茶の歴史・文化の背景を踏まえ、幼少期からのふるさと愛の育成とともに、茶源郷としての各地域の特色を踏まえたまちづくりに努められたい。
- 3 （仮称）犬打峠トンネル開通により、新たな交通流動や周辺都市圏への時間距離の短縮が見込まれるため、新たなビジネスチャンスと捉えて、「まちづくりは人である」を踏まえた、地域の住民、事業者、関係団体、さらには近隣市町村との推進体制の構築を進め、持続発展的な社会づくりに取り組まれたい。
- 4 総合保健福祉施設をまちのシンボルとして、世代間や地域間の交流や文化を生み出すふれあい拠点としての機能を十分に活かし、すべての住民の心のより処となるよう努められたい。
- 5 これ以上の人口減少に歯止めをかけるため、本計画の重点事業として位置づける「和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、新型コロナウイルス感染症による人の意識・行動変容を踏まえた新たな施策展開を図られたい。
- 6 計画の実行性を高めるため、政策分野ごとに施策の具体化に向けた取組を早急に進めるとともに、その進捗状況及び効果を地域住民等の関係者に説明し、意見を求める場を構築し、産業振興に繋がる取組を、スピード感を持って進められたい。

5 策定経緯

| | |
|----------|---|
| 令和2年度 | |
| 4月 | 町民アンケート（1,500人）実施。352人回収。 |
| 6月 | 中学生アンケート（60人）実施。57人回収。 |
| 6月～9月 | 各課ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・調査シート形式で各課ヒアリングを実施。 |
| 10月23日 | 町長ヒアリング |
| 11月12日 | 第1回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長の選任 ・策定方針 ・スケジュール ・アンケート結果 ・地域概況調査報告書（その1） ・（仮称）犬打峠トンネルの地域に与える効果について |
| 11月13日 | 現地調査 |
| 12月3日・4日 | 各種団体ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングシートによるアンケート調査後、対面でのヒアリング実施 |
| 12月13日 | 住民ワークショップ（子育て世代） <ul style="list-style-type: none"> ・町のよいところ ・町の課題 ・これからの方向性について |
| 1月18日 | 第2回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本構想）素案の協議 |
| 3月4日 | 第1回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本構想） |
| 3月15日 | 第2回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本構想） |
| 3月25日 | 第3回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本構想） |
| 令和3年度 | |
| 4月12日～ | 職員アンケート |
| 4月21日 | |
| 6月3日 | 第3回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本計画） |
| 6月11日 | 第4回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本計画） ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略案 |

| | |
|--------|---|
| 6月30日 | 第1回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の協議 ・第5次総合計画素案の確認 |
| 6月30日 | 第4回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（基本構想）改定案の確認 ・第5次総合計画（基本計画）素案の協議 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の確認 ・基本施策分野別のワークショップ （医療福祉部会、教育文化部会、産業観光部会、建設環境部会） |
| 7月12日 | 第5回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回和東町総合計画審議会及び第1回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議の意見対応 |
| 7月19日～ | パブリックコメント（住民意見募集） |
| 8月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及び主な公共施設で公開。1名から意見あり |
| 8月4日 | 第2回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議の意見への対応 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略改定案の協議 ・第5次総合計画改定案の確認 |
| 8月4日 | 第5回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回総合計画審議会の意見への対応 ・第5次総合計画（基本計画）改定案について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略改定案の確認 |
| 8月10日 | 第6回和東町総合計画庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第5回和東町総合計画審議会及び第2回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議の意見対応 |
| 8月24日 | 第3回和東町まち・ひと・しごと創生推進会議について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（住民意見募集）について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略最終案について ・第5次総合計画最終案の確認 |
| 8月24日 | 第6回和東町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（住民意見募集）について ・第5次総合計画最終案について ・審議会からの答申案について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略最終案の確認 |
| 8月30日 | 和東町第5次総合計画審議会より町長へ答申 |
| 9月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ・令和3年第3回和東町議会に「和東町第5次総合計画（基本構想・基本計画）及び第2期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」を報告 |

6 用語説明集

| 五十音順 | 用語 | 説明 |
|-------------|---|---|
| あ行 | インバウンド | 外から中に入り込むという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。海外への旅行はアウトバウンド。 |
| | 援農者 | 無償もしくは最低賃金以下の謝礼や農産物を得つつ、農家の農作業を手伝うもののこと。 |
| か行 | (仮称) 犬打峠トンネル | 宇治木屋線犬打峠を越えることなく、和束町と宇治田原町を結ぶトンネルが、令和5年度に開通予定。開通後は公共交通の充実や転出抑制、移住者増加が期待される。 |
| | (仮称) 総合保健福祉施設 | 住民の利便性を高くし、行政の効率的なサービスの提供を可能とする、診療所、社会福祉協議会機能、保健・福祉・医療等を担い、住民の交流の場所となる施設が、令和7年度に整備予定。 |
| | 家庭推進保育士 | 在宅での保育を行うため各世帯を訪問し、保育をする人材。 |
| | 関係人口 | 定住人口や交流人口ではなく、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。例えば、ふるさと納税者など。 |
| | 緩衝帯 | 野生鳥獣の住みかになりうる集落周辺の手入れ不足の人工林を間伐したり、放置竹林を整備することで、人間の居住空間と野生鳥獣のテリトリーの棲み分けを行った場所。 |
| | 京都倶楽部 | 京都ゆかりの者が集まり、親睦や交流を深め、情報交換等を行う倶楽部。 |
| | 京都府福祉のまちづくり条例 | 平成7年に制定された条例で、高齢者や障害者をはじめとして、全ての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを目指すもの。 |
| | 京都モデルフォレスト運動 | 地域ぐるみで森林を持続させることを目標とする京都府の保全協働運動。 |
| | グループホーム | 認知症の症状を持ち、病気や障がいにより生活が困難な高齢者が、一般の住宅で、専任スタッフの援助を受けながら少人数による共同生活を送る社会的介護の形態。 |
| | 交流人口 | 通勤・通学、買い物、習い事、観光等でその地域を訪れる人々のこと。 |
| コミュニティ・スクール | 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取組む仕組みのことで、学校運営協議会制度といわれるもの。 | |

| 五十音順 | 用語 | 説明 |
|------|--------------------|--|
| さ行 | サテライトオフィス | サテライトオフィスとは、企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。 |
| | 指定管理者制度 | 地方公共団体が、住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、民間事業者など指定する者に、ホール、駐車場などの公共施設の管理代行を依頼する制度。 |
| | ジェトロ京都 | 日本貿易振興機構（JETRO）の国内事務所で、京都産品の輸出や京都企業の海外進出の支援、外国企業の京都誘致、京都発クールジャパンの世界への発信を行う組織。 |
| | 食育 | 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 |
| | 水源かん養 | 水源を保ち育て、河川流量を調節する森林の機能。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立つ。 |
| | スケールメリット | 規模のメリットともいわれ、同種の物が多く集まることにより、単体よりも大きな効果を得られることを指す。 |
| | スマート農業 | ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。 |
| | スマートワーク・イン・レジデンス事業 | 多くの人に町の魅力を感じてもらうために、企業のサテライトオフィスや仕事ができる共有スペースを設けた施設。 |
| た行 | 体験型農村民泊システム | 農村に一定期間滞在し、農業やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ仕組み。 |
| | 地域おこし協力隊 | 人口減少や高齢化等の顕著な地方において、都市住民など地域外の人材を受け入れ、活動を通じた定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を目指す制度。 |
| | 地域包括支援センター | 高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。 |
| | 茶源郷行政情報配信システム | 住民への情報提供の一環として、テレビとも繋がる情報配信システムで、住民と双方向で繋がることのできるシステム。 |
| | 中一ギャップ | 小学校から中学校へ入学した際、それまでとの環境の変化についていけず、いじめが起きたりや不登校になったりする現象のこと。 |
| | 超高齢社会 | 人口に対して65歳以上の人々が占める割合（高齢化率、高齢化社会：7%～、高齢社会：14%～）が21%を超えた社会。 |

| 五十音順 | 用語 | 説明 |
|------|------------|---|
| た行 | テレワーク | インターネットなどの情報通信技術を利用した、時間や場所に捉われない働き方。 |
| | 田園回帰 | 地方の農村地域や過疎地域において都市部から人の移住・定住の動きが活発化している現象のこと。 |
| な行 | 日本遺産 | 地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の伝統・文化を語るストーリーを文化庁が認定するもの。平成 27 年度に初めて 18 件が認定された。 |
| | 農業士 | 都道府県の知事から、優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者に認定されるもの。 |
| | 農作業受託方式 | 高齢等により農作業が困難になった農業生産に関わる作業を、他の農家やあるいは企業等の団体が受託して行う仕組み。 |
| は行 | パブリックコメント | まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。 |
| | バリアフリー | 建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。 |
| | バリアフリー新法 | 『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法、平成6年）』と『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成 12 年）』を統合・拡充した法律 |
| | 避難行動タイムライン | 災害が起きた時に、「いつ」「誰が」「何をするのか」、取るべき行動をあらかじめ時系列で整理し安全に避難することができるようにした防災行動計画。 |
| | ブランディング | ブランディングとはあるブランドの顧客にとっての価値を高めるためのマーケティング戦略の一つ。 |
| ま行 | マンパワー | 人材。 |
| ら行 | ライフステージ | 人間の一生をいくつかの過程に分けたものの各段階。幼年期、青年期、高齢期などもライフステージの分け方の例。 |
| | 6次産業化 | 農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。 |
| | ローリング方式 | 計画期間中の現状とのズレを埋めるために、施策・事業を見直しや修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。 |
| や行 | 遊休農地 | 将来的に耕作の予定がなく放置されている農地のこと。 |
| | 要支援者 | 高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。 |

| アルファベット順 | 用語 | 説明 |
|----------|-------------|---|
| A | ALT | 外国語指導助手。日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。 |
| G | GAP | (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) のことで、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。 |
| L | LGBT | 性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つ。Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender の頭文字。 |
| N | NPO | 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人 |
| P | PDCAサイクル | Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のサイクルを繰り返すことで、業務の改善を促すこと。 |
| S | SDGs | 2015年9月に国連で採択され国際社会共通の目標。2030年を期限として、17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体が取り組むもの。 |
| | SNS | ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。 |
| | Society 5.0 | サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステム(IoTやAIなど)により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会。 |